

玉野市立田井小学校父母と先生の会会則

第1条 本会は、田井小学校父母と先生の会（略称田井小学校PTA）と称し、事務局を田井小学校内に置く。

第2条 本会は、田井小学校児童の保護者及び教職員をもって組織する。

第3条 本会は、児童の健やかな成長発達を助け、幸福を増進させるために会員相互手をつなぎ、学校教育に協力することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 成人教育に関する事項
- (2) 児童の福祉・施設の増進に関する事項
- (3) 学校の教育・環境の充実にに関する事項
- (4) 児童及び会員の表彰と弔慰に関する事項
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

第5条 本会は、第4条の事業を行うために、次の各部を置く。

学級部・文化部・**体育部**・補導部

第6条 本会の役員を次のとおりとする。

会長1名・副会長6名程度・書記2名程度・会計2名程度・会計監査3名程度

各部代表**6名**、また、必要に応じて会長代理を置くことができる。

第7条 役員は、次の方法によって定める。

- (1) 会長・会長代理・副会長・書記・会計・会計監査は、前年度幹部役員会で推薦し、内諾を得た上で、評議員会及び総会で承認する。
- (2) 各部代表は、**学級役員選出会**で選出し、評議員会及び総会で承認する。
- (3) 学級役員は、学級毎に会員中より選出する。
- (4) 評議員は、学級役員がこの職にあたる。
- (5) 顧問は、評議員会にはかり、会長が委嘱する。

第8条 役員の任務は次のように定める。

- (1) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長及び会長代理は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。また、副会長は書記・会計を兼ねることができる。
- (3) 書記・会計は、事務を処理する。
- (4) 会計監査は、会計を監査する。
- (5) 各部代表は、第5条の各部を代表して、その業務遂行にあたる。
- (6) 評議員は、評議員会を組織し、必要事項を審議決定する。
- (7) 学級役員は、学級の代表として各部に所属し、その業務にあたるとともに、学級PTA活動の推進にあたる。
- (8) 顧問は、本会の事業遂行に関し、会長の諮問に応じる。

第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 総会は、毎年1回開催する。総会の開催は書面をもって開催に替えることができる。

定期総会・臨時総会ともに招集または書面（議決権行使書）での議決・決議とする。

臨時総会は評議員会が必要と認めた場合、または全会員の五分の一以上の要求があった場合は、会長がこれを招集する。

第 11 条 総会は、出席者の過半数の同意を得て、次のことを決定する。

- (1) 会則の決定及び改正
- (2) 事業の計画と報告
- (3) 予算の決定と決算の承認
- (4) 役員の承認
- (5) その他重要な事項

第 12 条 評議員会は、必要に応じて会長が招集し、出席者の過半数の同意を得て、次のことを決める。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 役員の選出
- (3) その他会務に関する事項

第 13 条 本会の経費は、会費・事業収入・寄付金等による。

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 条 本会の会則施行について、必要な細則は、評議員会で別に定める。

附 則

この規則は平成 14 年 4 月 22 日から施行する。

この規則は平成 15 年 4 月 23 日から施行する。

この規則は平成 17 年 1 月 21 日から施行する。

この規則は平成 22 年 4 月 21 日から施行する。

この規則は平成 26 年 4 月 18 日から施行する。

この規則は平成 30 年 4 月 20 日から施行する。

この会則は令和 3 年 2 月 17 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

この会則は令和 6 年 8 月 1 日から施行する。